

新規用

介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請 取り下げ届

令和 年 月 日

練馬区長殿

平成・令和 年 月 日に行った介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請の取り下げをつぎのとおり届け出ます。
なお、申請代行事業者へ申請代行の取り下げもいたします。

被保険者番号		取り下げ年月日	
被保険者氏名		生年月日	
被保険者住所			
申請代行事業所名			
取り下げ理由			

連絡先氏名 _____ 本人との関係 _____

住所 _____ 電話番号 _____

.....上記の取り下げ届を出される前にご確認ください.....

1つでも『はい』に○がある方は、介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請を取り下げると**全額自己負担**になります。

	はい	いいえ
・介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請をした日以降にケアマネジャーから暫定ケアプランを受け取って、以下のサービスを利用していますか？ ◎自宅で利用するサービス (訪問介護、訪問看護など) ◎福祉用具貸与 (特殊寝台、車いすなど) ◎施設に通ったり、宿泊して利用するサービス (通所介護、短期入所生活介護など)		
・介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請をした日以降に、介護保険適用の以下の福祉用具を購入していますか？ ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴用いす ・浴槽内いす ・浴槽用手すり ・入浴台 ・浴槽内すのこ ・浴室内すのこ ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分		
・介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請をした日以降に、ケアマネジャーや工務店もしくはリフォーム会社に介護保険適用の住宅改修(手すりや段差解消など)を依頼していますか？		
・介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請をした日以降に、介護保険適用の居宅療養管理指導(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが自宅に来て指導してくれる)をうけていますか？		

※介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請中に亡くなられたなどの理由で、要介護認定結果が出せなかった方がサービスを利用していた場合に、保険給付相当額を支給できる場合があります。

【お問い合わせ先】

介護保険〔要介護認定・要支援認定〕申請に関すること

介護保険課介護認定第一係
03-5984-2867(直通)